

2018年1月から、法令により、銀行は預金口座に係るお客さま情報と法人番号を紐づけて管理することが義務付けられました（これを「預金口座付番」といいます）。このため、2016年1月から法人番号のお届けが必要とされていた定期預金・通知預金、外国送金、投資信託などのお取り引きに加え、2018年1月からは、当行口座をお持ちのすべてのお客さまに法人番号のお届けをお願いしております（お届けの際は、別途「法人番号確認書類」が必要となる場合があります）。

また、法人番号をお届けいただいていない場合に、商号や登記上の所在地など、お客さま情報の変更手続きをされる際には法人番号のお届けをお願いしております。

お客さまには書類のご作成・ご送付等でお手数をおかけすることとなり、誠に恐れ入りますが、下記をご参照のうえ、何卒ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〈法人番号確認書類のご提示をお願いするケース〉

国税庁法人番号公表サイト等にてお客さまの法人情報の確認が取れない場合、以下の「法人番号確認書類」をご提示いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 記

【ご用意いただきたい書類】

●法人番号確認書類（\*1）

（\*1）法人番号確認書類（以下①、②のいずれかをご提出ください）

①法人番号指定通知書（作成後6カ月以内）

②法人番号指定通知書（作成後6カ月超）+法人確認書類（\*2）

（\*2）法人確認書類（主なものは以下の通りです）

〈内国法人の場合〉（人格のない社団等および法人課税信託の受託法人を除く）

- ・登記事項証明書（発行後6カ月以内）
- ・印鑑登録証明書（発行後6カ月以内）
- ・国税または地方税の領収書、納税証明書、社会保険料の領収書（領収日付または発行年月日が6カ月以内）
- ・法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可、承認にかかる書類（交付日または送付日が6カ月以内）

〈設立登記のない内国法人の場合〉（人格のない社団等を除く）

- ・当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称、本店または主たる事業所の所在地を証する書類（写しを含む、発行後 6 カ月以内）

〈人格のない社団等の場合〉（国内に主たる事業所を有するものに限る）

- ・定款、寄付行為、規則、規約（名称および主たる事業所の所在地に関する事項の定めがあるもの）のいずれかの写しで、その代表者等の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載があるもの
- ・国税または地方税の領収書、納税証明書、社会保険料の領収書（領収日または発行年月日が 6 カ月以内）

〈所得税法施行規則 81 条 4 号若しくは 5 号に掲げられている外国法人の場合〉（法人課税信託の受託法人を除く）

- ・印鑑登録証明書（発行後 6 カ月以内）
- ・当該外国法人の所令 304 二（外国法人が課税の特例を受ける為の要件）に規定する登記に係る登記事項全部証明書（発行後 6 カ月以内）
- ・国税または地方税の領収書、納税証明書、社会保険料の領収書（領収日付または発行年月日が 6 カ月以内）

〈所得税法施行規則 81 条 4 号若しくは 5 号に掲げられていない外国法人の場合〉（法人課税信託の受託法人を除く）

- ・官公署から発行され、または発令された書類その他これらに類するもの（法人番号指定通知書および法人番号印刷書類を除く）

以上

2020 年 8 月 24 日現在